令和7年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：南伊勢町（町立南伊勢病院以外）　　令和8年9月10日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	94.8　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.0　%
全職員	89.5　%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)　役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－　%
本庁課長相当職	89.1　%
本庁課長補佐相当職	ー　%
本庁係長相当職	97.7　%

(2)　勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	103.2　%
31～35年	89.6　%
26～30年	86.5　%
21～25年	94.8　%
16～20年	95.5　%
11～15年	96.0　%
6～10年	91.0　%
1～5年	104.4　%

【説明欄】

・職種ごとの男女比率の偏りが大きい町立病院の職員は、別公表としています。
・扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が高いことに加え、育児部分休業の取得者は女性が多く、当該休業を取得している職員の割合が高い区分については、男女の給与の差異が大きくなっています。

<職員数の考え方について>
・再任用職員（フルタイムを除く）や、育児短時間職員、会計年度任用職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしています。
・育児休業や休職、退職などの理由により給与が満額支給されていない月については、勤務日数に応じたカウントとしています。

II　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	27.8　%

【説明欄】

・令和８年４月時点の割合

III　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	ー　%
本庁課長相当職	27.8　%
本庁課長補佐相当職	ー　%
本庁係長相当職	42.4　%

【説明欄】

・令和８年４月時点の割合

・該当職員が存在しない役職は、記載なし

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1．男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	0　%
女性	100　%

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	ー　%
女性	ー　%

2．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
1週間以上2週間未満	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
2週間以上1月以下	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
1月超3月以下	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
3月超6月以下	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
6月超9月以下	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
9月超12月以下	ー　%	ー　%	ー　%	ー　%
12月超24月以下	ー　%	100　%	ー　%	ー　%
24月超	ー　%	ー　%	―	―

【説明欄】

・女性常勤職員以外は、取得対象者がいないため、記載なし

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.2 時間/月
内部部局等以外	3.0 時間/月

【説明欄】

・内部部局等は役場南勢庁舎及び南島庁舎とし、内部部局等以外はそれ以外としている。

令和7年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：南伊勢町（町立南伊勢病院）　　令和8年9月10日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	76.5　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.4　%
全職員	89.5　%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)　役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－　%
本庁課長相当職	－　%
本庁課長補佐相当職	－　%
本庁係長相当職	108.7　%

(2)　勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	－　%
31～35年	－　%
26～30年	94.9　%
21～25年	92.4　%
16～20年	44.5　%
11～15年	118.7　%
6～10年	110.5　%
1～5年	44.1　%

【説明欄】

・医師の給与水準が多職種よりも高いことや、医師に占める男性職員の割合が高いことにより、男性の平均給与が高くなっています。

<職員数の考え方について>
・再任用職員（フルタイムを除く）や、育児短時間職員、会計年度任用職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしています。
・育児休業や休職、退職などの理由により給与が満額支給されていない月については、勤務日数に応じたカウントとしています。

II　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	60.0　%

【説明欄】

・令和８年４月時点の割合

III　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	－　%
本庁課長相当職	－　%
本庁課長補佐相当職	－　%
本庁係長相当職	83.3　%

【説明欄】

・令和８年４月時点の割合

・該当職員が存在しない役職は、記載なし

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1．男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

2．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	－ %	－ %	－ %	－ %
1週間以上2週間未満	－ %	－ %	－ %	－ %
2週間以上1月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
1月超3月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
3月超6月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
6月超9月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
9月超12月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
12月超24月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
24月超	－ %	－ %	―	―

【説明欄】

・取得対象者がいないため、記載なし

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	－ 時間/月
内部部局等以外	18.8 時間/月

【説明欄】